

令和6年度第12回 契約・調達委員会 審査概要

開催日時
及び場所

令和6年4月8日（月）15:30～16:23
JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 9階
公益財団法人日本陸上競技連盟内 A会議室/オンライン

出席委員

世界陸上財団 事務次長（委員長）	川瀬 航司
弁護士	原澤 敦美
公認会計士	黒石 匡昭
世界陸上財団 総務部長	田近 隆
世界陸上財団 企画部長	白石 正樹
世界陸上財団 財務部長	前山 琢也
世界陸上財団 業務開発部長	小林あかね

（敬称略・7名）

案件 1

- ・東京2025世界陸上サポーター（チケットングサービス）
スポンサーシップ契約
- ・東京2025世界陸上チケットング業務委託

契約方法

一般競争入札

審査案件

概要

- スポンサーシップ（企業協賛）を通じた大会の収入確保と、円滑なチケット販売を目的として、スポンサーシップ契約者とチケットング業務委託（調達契約）の受託者を同時に募集し、同一の事業者と契約を締結
⇒ スポンサー契約と調達契約の同時入札
- スポンサーシップ契約の協賛基準額とチケットング業務委託の調達基準額を公表した上で、各々について入札を実施し、その入札価格の差が最小となる事業者を優先交渉者（落札候補者）に決定

区分	契約案件	概要
協賛	スポンサーシップ契約	【カテゴリー】チケットングサービス
調達	チケットング業務委託	<ul style="list-style-type: none"> ➢ チケット販売に必要なチケットングシステムの提供 ➢ チケット販売業務（事前販売、当日販売、チケットに関する会場運営）

○ 契約期間：

スポンサーシップ契約：契約締結日から2025年12月21日まで

チケットング業務委託：契約締結日から2026年2月27日まで

審査結果

案件1について、契約手続前（入札説明書や仕様の内容、調達基準額等）の審査を実施し、了承された。

（案件1について）

○黒石委員

チケット業務委託の入札にあたっては、調達基準額（総額）を示したうえで、その内訳となる固定費と変動費にそれぞれ上限額を設定して、事業者に入札してもらう方法を用いているが、入札を希望する事業者が確保できて、その中で競争される見通しを持っているのか。

⇒ 所管部

チケット業務に実績を有する複数の事業者の下見積を依頼し、スポンサー契約と同時に調達契約の入札を実施する旨を説明している。複数の事業者が入札に参加し、競争性が働く形で事業者が決まることを期待している。

○黒石委員

国際大会におけるチケットシステムの構築やチケット販売においては、海外向けのチケット体制の充実が重要だと思うが、入札に参加しそうな事業者は財団が求めるレベルを満たせると考えているのか。

⇒ 所管部

スポンサー契約に関心を持つ各事業者への事前説明の中で、大会の規模感や国内と海外の観客の比率、チケット業務の内容などについては伝えており、各事業者はそれらを理解したうえで入札に参加するものと考えている。

○前山委員

今回の入札では、入札参加資格に加えて、技術要件についても審査を実施することなので、チケットシステムの要件等を定めた提案依頼書の条件を満たす事業者を技術要件審査でしっかりと選定したうえで、価格競争を行ってほしい。

委員の
主な意見
（要旨）

委員の
主な意見
(要旨)

○原澤委員

今回、スポンサー契約とチケットング業務委託を同時に入札することだが、チケットング業務委託を締結するためには、スポンサー契約の締結が要件となっているのか。

というのも、スポンサーになることを業務委託契約の締結要件とすると、スポンサーになることは希望していないが、低い価格で業務委託を受注しようとする者の入札を阻んでしまう可能性も考えられる。

⇒ 所管部

今回の入札では、スポンサー契約が前提となっているため、2つの契約の両方に申し込むことが必須となっている。今後、公表する入札説明書においても、スポンサーシップ契約者及びチケットング業務委託の受託者を同時に募集し、片方のみの入札参加はできない旨を明記している。

これは、一定の調達規模が見込まれるチケットングというカテゴリーが財団にとって有効なスポンサーカテゴリーであり、協賛と調達を同時に入札にけることで財団にとって有益な取引が実現できると考えているからである。

○原澤委員

今回、調達基準額（総額）に加えて、内訳となる固定費及び変動費の上限額を定めて公表することだが、これらを事前公表する理由は何か。

また、そもそも固定費と変動費の上限額を設けた理由は何か。

⇒ 所管部

今回はスポンサー契約と調達契約の同時入札となり、それぞれの入札価格の差が最小となる事業者を落札候補者とする仕組みのため、協賛基準額とともに調達基準額を公表することとしている。

また、調達基準額の内訳となる固定費及び変動費にそれぞれ上限額を定めているのは、固定費については財団が定める予算の範囲内、変動費については目標とする販売収入見込を踏まえた販売手数料率の範囲内で入札してもらうためである。